

防医学学第2280号

23.12.27

事務局 長  
医学教育部 長  
病院 長  
教務部 長 殿  
学生部 長  
図書館 長  
防衛医学研究センター長  
高等看護学院 長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校武道館（屋内プール・武道場）の  
管理運用要領について（通達）

改正 平成26年 4月 1日  
平成28年 3月31日  
平成29年 3月30日  
令和 3年 3月29日

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

なお、防医学学第325号（11.4.28）は、本通達の施行日をもって廃止する。

添付書類：別紙

(趣旨)

**第1条** この要領は、防衛医科大学校における武道館（屋内プール・武道場）を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(施設使用責任者)

**第2条** 武道館を管理し運用するために、施設使用責任者を置く。

2 施設使用責任者は、防衛医科大学校における施設の維持及び使用に関する達（昭和57年防衛医科大学校達第8号）（以下「施設の維持及び使用に関する達」という。）第2条により指定された者とする。

(施設使用責任者の業務)

**第3条** 施設使用責任者は施設の維持及び使用に関する達に規定するほか、次の業務を行うものとする。

- (1) 施設の使用統制に関すること。
- (2) 施設の安全管理に関すること。
- (3) 施設の衛生管理に関すること。（ただし、屋内プール（以下「プール」という。）の水質管理は施設課、武道館の公共場所の清掃は総務課管理室、プールサイド、武道場及び部室の清掃は学生（医学科学生及び看護学科学生。以下、同じ。）とする。）
- (4) 施設の補修、整備の申請に関すること。
- (5) 施設の備品及び消耗品の調達並びに維持管理に関すること。

(安全管理責任者)

**第4条** 武道館（屋内プール・武道場）の使用に当たって、その安全を管理するため安全管理責任者を置く。

2 安全管理責任者は次のとおりとする。

- (1) 学校行事等で使用する場合は、指名された者とする。
- (2) 学生の正課体育又は学生（技官候補看護学生を除く。）の訓練で使用する場合は、それぞれ保健体育教官又は学生部主任訓練教官とする。
- (3) 学生の学友会活動（部活動に係る自主練習を含む。）（以下「部活動」という。）で使用する場合は、学友会の各部長とする。
- (4) 職員等（防衛医科大学校に勤務する職員、学生、医学研究科学生及び研修医官をいう。以下、同じ。）が自主練習で使用する場合は、医学科学生及び看護学科学生については学生部主任訓練教官、それ以外の者については各課（室）長とする。
- (5) 第1号から第4号以外の者（以下「部外者」という。）が使用する場合は、代表者とする。

3 安全管理責任者は施設の使用に当たっては、事前に安全上の指導を行うものとする。

また、事故が発生した場合には臨機の処置を講ずるとともに、施設使用責任者及び学校長に報告するものとする。

- 4 安全管理責任者はプールの使用に当たっては、使用の都度監視者を指定するものとする。ただし、職員等が自主練習で使用する場合は、その中の先任者が監視者を指名することができるものとする。

(監視者)

**第5条** 監視者は、識別腕章を着用し、プールサイドの監視台に位置し、又は、プールサイドを巡回し、監視者の業務を実施して、事故の未然防止に努めるものとする。

- 2 監視者の業務は、次のとおりとする。

- (1) プール使用の監視、休憩時間の統制及び休憩時間中の安全確認を行うこと。
- (2) プール使用者に所要の注意及び助言を与えること。
- (3) 事故が発生した場合は、大声を発して所在の者に知らせ、臨機の救急処置をとるとともに、直ちに安全管理責任者に報告し、その指示を受けること。
- (4) 土、日曜及び休日においては残留塩素濃度測定を行い、プール使用記録簿（別紙様式第1）に記入すること。

(使用基準及び優先順位)

**第6条** 武道館（屋内プール・武道場）の使用基準及び優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 学校行事に使用する場合
- (2) 学生の正課体育又は学生（技官候補看護学生を除く。）の訓練に使用する場合
- (3) 部活動に使用する場合
- (4) 職員等が自主練習を行う場合
- (5) 部外者（職員等以外をいう。以下、同じ。）が使用する場合

(使用期間及び使用時間)

**第7条** 武道館（屋内プール・武道場）の使用期間は通年とし、使用時間は次に示す時間とする。ただし、学校長が必要と認めるときは使用期間及び使用時間を変更することができる。

- (1) 学校行事等で使用する場合は、計画に示された時間とする。
- (2) 正課体育及び訓練で使用する場合は、課目表に示された時間とする。
- (3) 部活動で使用する場合は平日（1700～2020（ただし、金曜日及び休日の前日は1700～2200））、土・日・休日（0900～1700）とする。
- (4) 職員等の自主練習で使用する場合は、平日（0900～2000）、土・日・休日（0900～1700）とする。
- (5) 部外者が使用する場合は、土・日・休日（0900～1700）とする。

(使用手続)

**第8条** 武道館（屋内プール・武道場）の使用手続は、次のとおりとする。

- (1) 学校行事、学生の正課体育及び学生（技官候補看護学生を除く。）の訓練並びに部活動に使用する場合は、使用申請は必要としない。ただし、学生が部活動で

使用する場合において、休暇中に合宿等を目的として一定期間連続して使用する場合は、「プール使用申請書」（別紙様式第2）又は「武道場使用申請書」（別紙様式第3）に所要事項を記入し、施設使用責任者に使用の2週間前までに申請し許可を受けるものとする。

(2) 職員等が自主練習を行う場合は、前号の申請書に所要事項を記入し、施設使用責任者の許可を受けた後、前日までに総務課長に提出するものとする。

(3) 部外者の使用については、代表者が「武道館（プール、武道場）使用申請書」（別紙様式第4）に所要事項を記入し、使用の7日前までに学校長に申請し許可を受けるものとする。なお、部外者の使用に関する事務手続きは、総務部総務課において行うものとする。

(使用者の遵守事項)

**第9条** 武道館（屋内プール・武道場）を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者は、使用時及び使用後ともに「プール使用記録簿」（別紙様式第1）又は「武道場（レスリング場、躰道場、柔道場、剣道場、空手道、合気道場）使用記録簿」（別紙様式第5）に所要事項を確実に記入する。

(2) 使用者は、「プール使用心得」及び「武道場使用心得」（付紙）を遵守するものとする。

(3) 使用者は、プールの使用に当たっては、必ず2名以上のグループで監視者の監視の下で使用するものとする。

(4) 武道場の使用に当たっては、使用者自身で安全に配慮して使用するものとする。

(使用制限)

**第10条** 防衛医科大学校における学校行事に使用する場合は、又は正課体育及び訓練のために武道館が使用されている場合は、これを使用してはならない。

2 防衛医科大学校における部活動のために武道館が使用されている場合は、その代表者と協議のうえ、部活動の妨げとならないように配慮してこれを使用するものとする。

(使用不許可者)

**第11条** 次の各号に該当する者は、武道館の使用を認めない。

(1) プール

ア 水泳不能者（指導者の下に教育を受ける場合における水泳不能者を除く。）

イ 眼疾、皮膚病等の伝染性疾患患者及びその疑いがある者

ウ 心臓病、てんかん及び高血圧症の疾患患者

エ 医師から水泳を禁止された者

オ プール使用心得を遵守しない者

(2) 武道場

ア 医師から武道等の激しい運動を禁止された者

イ 武道場使用心得を遵守しない者

(鍵の保管及び運用)

**第12条** 武道館の鍵の保管責任者は次のとおりとする。

- (1) 武道館及びプールに関する鍵は、学生課長、総務課長及び保健体育教官とする。
- (2) 部室に関する鍵は、学生課長とする。

2 武道館の鍵の運用要領は、次のとおりとする。

使用者は、鍵保管責任者又は学生が部活動で使用する場合は、鍵保管責任者から鍵を借り受けた主任訓練教官から武道館の鍵を受領して玄関を開錠し、武道館の鍵保管箱に格納する。最後の使用者は、施錠後、鍵保管責任者又は学生が部活動で利用した場合は、鍵保管責任者から鍵を借り受けた主任訓練教官に返納する。

なお、使用する鍵は次のとおりとする。

- (1) 学生の正課体育で使用する場合は 保健体育教官が保有する鍵
- (2) 学生（技官候補看護学生を除く。）の訓練でプールを使用する場合は 学生課長が保有する鍵
- (3) 学生が部活動で使用する場合は 主任訓練教官が学生課長及び保健体育教官から借り受けた鍵
- (4) 職員等が使用する場合は 使用者が総務課長（授業時間外は学校当直）から借り受けた鍵
- (5) 部外者が使用する場合は 総務課長（又は代行者）が鍵の開閉を行う。

3 武道館の安全管理上、学生隊当直幹部は、2100（土・日・休日は1800）に武道館の安全状態及び施錠を確認するものとする。

(事故報告)

**第13条** 安全管理責任者は、監視者等から事故発生の報告を受けたとき、又は自ら事故発生を知ったときは、直ちに適切な処置をとるとともに学校長に報告しなければならない。

**附 則**

この通達は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、令和3年4月1日から施行する。







別紙様式第4

学校長	副校長 (企画・管理担当)	総務部長	総務課長	施設使用 責任者	総務課 管理室長	総務課 総務係長

年 月 日

武 道 館 (プールの、武道場) 使 用 申 請 書

防衛医科大学校長 殿

申請者

住所：

氏名：

下記のとおり武道館の使用を申請します。

記

1 目的

2 使用日時

年 月 日 時～ 月 日 時

3 使用場所

(プール、レスリング場、躰道場、柔道場、剣道場、空手道場、合気道場)

4 使用者

付紙のとおり

5 その他

使用中に事故等が生起しても大学側側へ一切迷惑をかけることを誓約します。





プ ー ル 使 用 心 得

- 1 土足で入場しないこと。
- 2 脱衣所の整理整頓に努めること。
- 3 プールに入る前にシャワーによる洗身及び準備体操を入念に実施するとともに、排便等によりプールサイドを離れた場合は、必ずシャワーにより身体を洗ってから再入水すること。
- 4 少なくとも食後1時間以内、並びに身体不調時及び疲労時は入水しないこと。
- 5 プールに入る時は必ず水泳用キャップを使用すること。
- 6 飲食物及びプール水を汚染する恐れのある物をプール内外に持ち込まないこと。
- 7 プール内外において職員等としてふさわしくない行為は行わないこと。また、溺れた真似は絶対に行わないこと。
- 8 プールサイドは走らないこと。
- 9 部活動で競泳等を実施する場合以外は、飛び込みや潜水は行わないこと。
- 10 使用した用具等は整理整頓し、所定の位置に格納すること。また、用具等を破損した場合は施設使用責任者に報告すること。
- 11 水泳終了後は、洗身及び洗眼を入念に実施すること。
- 12 喫煙は指定した場所で行うこと。
- 13 監視者の指示に従うこと。
- 14 本来の目的以外の使用は行わないこと。
- 15 火災予防に留意すること。

武 道 場 使 用 心 得

- 1 土足で入場しないこと。
- 2 身体不調時及び疲労時は使用しないこと。
- 3 武道場内外において職員等としてふさわしくない行為は行わないこと。
- 4 使用した用具等は整理整頓し、所定の位置に格納すること。
- 5 本来の目的以外の使用は行わないこと。
- 6 部室は清潔に使用すること。
- 7 喫煙は指定した場所で行うこと。
- 8 準備体操を入念に実施した後、練習等に入ること。